

指名競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて

制定 30 建企第 300 号 平成 30 年 8 月 21 日

1. 県発注の工事及び建設関連業務委託（建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領を適用するもの）に係る指名競争入札については、下記に示す場合を除き入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止めるものとする。
 - 1) 災害復旧工事など特に緊急性を要する場合
 - 2) 特別の技術若しくは特別な機械を必要とする工事
 - 3) 再度入札で参加者が1者となった場合（公告若しくは入札執行通知に「1者入札の場合、入札を取り止めます。」との条件を付さなかった場合のみ）
2. 入札参加者が1者のみの場合に、入札を取り止めることを入札執行通知書に明示する。
3. 入札を取り止める時期
 - ◎指名競争入札執行通知書の入札書提出期限において、
 - ・電子入札の場合：電子入札の締め切り時間において入札参加者が1者であると確認した時点。
 - ・紙入札の場合：入札参加者が1者であることを確認した時点。
4. 適用の時期 平成30年10月1日以降に入札執行通知する案件から適用する。